

令和3年度事業計画書

一般社団法人飛島学園

令和3年度事業計画書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

一般社団法人飛島学園

事業計画

令和3年度は、一般社団法人飛島学園の定款に定める目的を達成するため、教育による持続可能な離島振興に関する各種事業を着実に実施するものとする。また、笠岡市飛島研修所の指定管理者として「笠岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」及び「笠岡市飛島研修所設置条例」を遵守した施設の運営に務める。

① 野外体験活動等、教育研修事業

定款目的第3条（1）

1. 飛島研修所指定管理者として、施設の管理運営
2. 飛島研修所を活用した離島体験、企業向け研修プログラムの構築による学生、企業の利用を促進する。
3. 2021年4月より教育機関（フリースクール）を開校し、小中高校生を対象とした通学コースの推進。

② 高卒資格取得サポート事業

定款目的第3条（2）

2021年4月より教育機関（フリースクール）を開校し、通学コースおよび長期滞在プログラムの推進。長期滞在プログラムは教育による持続可能な離島振興の目的を達成するために重要な事業であるが、宿泊所の整備が整い次第、受け入れを開始する。

③ 寄宿舍運営事業、空き家対策事業

定款目的第3条（3. 5）

定款目的第3条（2）の教育機関（フリースクール）長期滞在プログラム用の宿泊整備事業を推進する。飛島研修所、旧中学校2階部分を寄宿舍として優先的に整備する。また、空き家を有効活用するための調査をすすめる。

④ 離島生活支援事業

定款目的第3条（6）

総務省の事業である集落支援員制度について、笠岡市から委託を受け令和2年度に引き続き実施する。

⑤ その他、同じ目的を有する団体との連携、研修システムの開発事業及びその他、目的を達成するために必要な事業

定款目的第3条（8. 9）

笠岡市の地域振興、離島振興に寄与することを目的とする団体との連携を図り、笠岡諸島の関係人口増加を目指す。また、各団体と提携、協力することで持続可能な離島振興のビジョンを共有し、お互いの団体の発展に務めることとする。

具体的目標

① 野外体験活動等、教育研修事業

定款目的第3条（1）

1. 飛島研修所指定管理者として、施設の管理運営
 - ・飛島研修所の週末利用稼働率の向上。
 - ・フリースクールの関係人口構築による利用率向上にシフトチェンジする。
2. 飛島研修所を活用した離島体験プログラムの構築による学生の利用を促進する。
 - ・学生向けの離島体験プログラム・3団体受入を目指す。

② 高卒資格取得サポート事業（詳細別紙）

定款目的第3条（2）

2021年4月より教育機関（フリースクール）開校し、通学コースおよび長期滞在プログラムの活動を推進する。長期滞在プログラムは教育による持続可能な離島振興の目的を達成するために重要な事業であるが、宿泊所の整備が整い次第、受け入れを開始する。

- ・9月から長期滞在プログラム受入開始（全国募集開始・Facebook広告による）
募集定員8名（男子・15歳以上に限る）年度内に稼働率75%を目指す。

③ 寄宿舍運営事業、空き家対策事業

定款目的第3条（3. 5）

定款目的第3条（2）の教育機関（フリースクール）長期プログラム用の宿泊整備事業を推進する。まずは、飛島研修所、旧中学校2階部分を寄宿舍として優先的に整備する。また、地域計画の策定により、空き家調査を自治会・飛島ガーディアングループ・協働のまちづくり課・みんなの集落研究所と共同ですすめる。

- ・中学校2階部分を寄宿舍として整備する。（7月完成予定）
*整備内容：避難器具と誘導灯の設置。内装および宿泊用備品の設置。（6月中）

④ 離島生活支援事業

定款目的第3条（6）

総務省の事業である集落支援員制度について、笠岡市から委託を受け令和2年度に引き続き実施する。

- ・島民の支援を継続しながら、自治会、行政と協力し地域計画の策定に着手する。

⑤ その他、同じ目的を有する団体との連携、研修システムの開発事業及びその他、目的を達成するために必要な事業

定款目的第3条（8. 9）

笠岡市の地域振興、離島振興に寄与することを目的とする団体との連携を図り、笠岡諸島の関係人口増加を目指す。また、各団体と提携、協力することで持続可能な離島振興のビジョンを共有し、お互いの団体の発展に務めることとする。

- ・岡山県内、不登校・発達障害関連の活動団体との交流を促進する。